

香川県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年9月1日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 天雲俊夫

香川県規則第48号

香川県会計規則の一部を改正する規則

香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
左欄	中欄	右欄	左欄	中欄	右欄
別表第3（第5条関係）					
略					
所の出納員 (県外出納員を除く。)	税務課の収入取扱員	第34条の2第1項第6号に掲げる債権の収納（出納員並びに港湾課、子ども女性相談センター、川部みどり園及び高松港管理事務所の収入取扱員が収納するものを除く。）	所の出納員 (県外出納員を除く。)	税務課の収入取扱員	第34条の2第1項第6号に掲げる債権の収納（出納員並びに港湾課、川部みどり園及び高松港管理事務所の収入取扱員が収納するものを除く。）
略					
子ども女性相談センターの出納員	子ども女性相談センターの収入取扱員	子ども女性相談センターの第34条の2第1項第6号に掲げる債権の収納（出納員及び税務課の収入取扱員が収納するものを除く。）	子ども女性相談センターの出納員	子ども女性相談センター西部子ども相談センターの収入取扱員	略
略					

附 則

この規則は、公布の日から施行する。